

高等学校野球部員登録についての規定

- ・ 昭和44年 5 月 22日 開催、昭和43年度評議員会決定
- ・ 平成 7 年 12月 8 日 開催、全国理事会改正
- ・ 平成16年 5 月 21日 開催、全国理事会改正

1. 各加盟校は、学年はじめに所属する都道府県高等学校野球連盟（以下都道府県連盟という）に全部員の登録をしなければならない。
ただし、その後の登録又は抹消については、その都度遅滞なく所属する都道府県連盟に届けるものとする。
2. 大会出場選手は、登録部員の中から選ばなければならない。
3. 「プロ野球志望届」を提出した野球部員であっても、所属都道府県高等学校野球連盟の部員登録は卒業日まで継続するものとし、プロ野球団入団に関し、違反行為のないよう務めなければならない。もし、プロ野球団との関係について、違反行為があったときは必要な処分を科す。

以 上